掛川市スポーツ施設条例をここに公布する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市スポーツ施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、掛川市スポーツ施設の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 スポーツの振興を図るとともに、市民の健康及び体力を増進させるため、掛川市スポーツ 施設(以下「スポーツ施設」という。)を設置する。
- 2 スポーツ施設の名称及び位置は、次の表に定めるとおりとする。

名	称		位置
掛川市いこいの広場	掛川市細谷1686番地		
掛川市安養寺運動公園	掛川市淡陽116番地		
掛川市下垂木多目的瓜	<b></b>		掛川市下垂木2243番地の1
掛川市海洋センター	掛川海洋センター	体育館	掛川市大池2192番地
		艇庫	掛川市大池2313番地の3
	大東海洋センター	艇庫	掛川市国安2808番地の15
	大須賀海洋センター	プール	掛川市沖之須1924番地の1
掛川市大東総合運動場	旦		掛川市国安3300番地の1
掛川市大東北運動場			掛川市下土方407番地
掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場			掛川市千浜8572番地の3
東遠カルチャーパーク総合体育館			掛川市大池2250番地
掛川市大須賀運動場			掛川市西大渕6220番地の1
掛川市南体育館			掛川市大渕14234番地の1

(供用日等)

第3条 スポーツ施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。

(スポーツ施設の管理)

- 第4条 スポーツ施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。
- 2 前項の規定により指定管理者が行うスポーツ施設の管理の業務は、次に掲げるものとする。
  - (1) スポーツ施設の使用の許可に関する業務

- (2) スポーツ施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツ施設の運営に関し市長が必要と認める業務 (使用の許可)
- 第5条 スポーツ施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可には、スポーツ施設の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不許可)

- 第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ施設の使用を許可しない ものとする。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
  - (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
  - (3) スポーツ施設の管理及び運営上支障があると認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、スポーツ施設の使用を不適当と認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

- 第7条 指定管理者は、スポーツ施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各 号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。
  - (1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。
  - (2) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- 2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その賠償 の責めを負わない。

(利用料金)

- 第8条 使用者は、指定管理者に対し、スポーツ施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるとき は、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
  - (1) 掛川市いこいの広場 別表第1に定める額
  - (2) 掛川市安養寺運動公園 別表第2に定める額

- (3) 掛川市下垂木多目的広場 別表第3に定める額
- (4) 掛川市海洋センター 別表第4に定める額
- (5) 掛川市大東総合運動場 別表第5に定める額
- (6) 掛川市大東北運動場 別表第6に定める額
- (7) 掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場 別表第7に定める額
- (8) 東遠カルチャーパーク総合体育館 別表第8に定める額
- (9) 掛川市大須賀運動場 別表第9に定める額
- (10) 掛川市南体育館 別表第10に定める額
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に 従い、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の手続)

- 第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類 を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める 団体を指定管理者として指定するものとする。
  - (1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用及びサービスの向上を図るものであること。
  - (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の収支均衡を図ることができるものであること。
  - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、スポーツ施設の管理を行わなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(掛川市いこいの広場条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。
  - (1) 掛川市いこいの広場条例(平成17年掛川市条例第166号)
  - (2) 掛川市安養寺運動公園条例(平成17年掛川市条例第167号)
  - (3) 掛川市下垂木多目的広場条例(平成17年掛川市条例第168号)
  - (4) 掛川市海洋センター条例(平成17年掛川市条例第170号)
  - (5) 掛川市大東体育施設条例(平成17年掛川市条例第172号)
  - (6) 東遠カルチャーパーク総合体育館条例(平成17年掛川市条例第230号)
  - (7) 掛川市大須賀運動場条例(平成17年掛川市条例第231号)
  - (8) 掛川市南体育館条例(平成25年掛川市条例第32号)
  - (9) 掛川市いこいの広場条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第43号)
  - (10) 掛川市安養寺運動公園条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第44号)
- (11) 掛川市海洋センター条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第45号)
- (12) 掛川市大東体育施設条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第46号)
- (13) 東遠カルチャーパーク総合体育館条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第47号)
- (14) 掛川市大須賀運動場条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第48号)
- (15) 掛川市南体育館条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第49号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、 それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 1 野球場利用料金

(単位:円)

区分	使用時間	午前6時から午前8時 30分まで	午前8時30 分から午後 1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで
野球場		2,050	3, 700	3, 700	1,850
放送設備及びSBO表	510	1,020	1, 020	510	
スコアボード及びオー	ダーボード	300	510	510	300

#### 備考

- 1 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 野球場の使用者が入場料 (これに類するものを含む。以下同じ。)を徴収する場合における 利用料金の額は、所定の利用料金の額(1に該当する場合は、1により算定した額)の100 パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 野球場の使用者が入場料を徴収する場合における利用料金の額は、2に定めるもののほか、 入場料の徴収総額の5パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし、入場料の徴収 総額が利用料金の額を超えない場合は、この限りでない。
- 4 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額は、 入場料の徴収の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加 算した額とする。

#### 2 多目的広場利用料金

(単位:円)

区分	使用時間	午前6時から 午前8時30分 まで	午前8時30分 から午後1時 まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から 午後9時30分 まで
全面使用		1,600	2, 880	2, 880	2,880
片面使用		800	1, 440	1, 440	1, 440

備考 1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

### 3 テニスコート利用料金

(単位:円)

使 用 時 間	単 位	金額
午前6時30分から午前8時30分まで	1 面	610
午前8時30分から午前10時30分まで	1 面	610
午前10時30分から午後零時30分まで	1 面	610
午後1時から午後3時まで	1 面	610
午後3時から午後5時まで	1 面	610
午後5時から午後7時まで	1 面	610
午後7時から午後9時30分まで	1 面	720

備考 1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

## 4 附帯設備等利用料金

区	分	種	類	単	位	金	額
多目的広場	型	照明施設	全面使用	30分			2, 880
			片面使用	30分			1, 850
テニスコー	- }	照明施設		30分			200
		練習板		1人			100

### 別表第2(第8条関係)

### 1 多目的グラウンド利用料金

(単位:円)

使 用	時間		金	額
午前6時から午前8時30分	まで			800
午前8時30分から午後1時	まで		1, 440	
午後1時から午後5時まで				1, 440
午後5時から午後9時30分	まで			1, 440

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

### 2 テニスコート利用料金

(単位:円)

使 用 時 間	単 位	金額
午前6時30分から午前8時30分まで	1 面	410
午前8時30分から午前10時30分まで	1 面	410
午前10時30分から午後零時30分まで	1 面	410
午後1時から午後3時まで	1 面	410
午後3時から午後5時まで	1 面	410
午後5時から午後7時まで	1 面	410
午後7時から午後9時30分まで	1 面	510

備考 1の表備考の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

# 3 水泳プール利用料金

(単位:円)

使用	使用時間使用区分		午前6時 45分から 午前8時 45分まで	午前9時から正午まで	午後1時 から午後 4時まで	午後4時 15分から 午後6時 15分まで	午後5時 から午後 8時まで
専用	高校生	30人以下	16, 250	_	_	16, 250	_
使用	以上	30人超え50人以下	21,600	_	_	21, 600	_
		50人超え	32, 400	1	_	32, 400	_
	中学生 以下	30人以下	8, 120	1	_	8, 120	_
	以下	30人超え50人以下	10,800	1	_	10,800	_
		50人超え	16, 250	1	_	16, 250	_
個人使用	当日券	一般	_	300	300	1	300
使用		小・中学生	_	200	200	1	200
		3歳以上	_	100	100	1	100
	回数券	一般	1冊(11回分)につき3,080				
		小・中学生	1冊(11回分)につき2,050				
		3歳以上	1冊(11回	団分)につき	§ 1, 020		

## 4 公園管理棟利用料金

(単位:円)

区	分	単	位	金	額
ミーティングルーム		1 時	罰		200

# 5 照明設備利用料金

区	分	単	位	金	額
多目的グラウンド		30分			1, 440
テニスコート		30分			200

区分	使用時間	午前8時30分 から午前10時 30分まで	午前10時30分 から午後零時 30分まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで
全面使用		1,850	1,850	1,850	1,850
半面使用		920	920	920	920

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

1 掛川海洋センター利用料金

(単位:円)

区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時30分 まで	午後3時30分 から午後6時 30分まで	午後6時30分 から午後9時 30分まで
屋内運動場	全面使用	1, 020	850	1, 020	1, 020
	半面使用	510	420	510	510
研修室		1 時間につき2	00		

#### 備考

- 1 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 使用者が入場料 (これに類するものを含む。以下同じ。)を徴収する場合における利用料金 の額は、所定の利用料金の額(1に該当する場合は、1により算定した額)の100パーセン トに相当する額を加算した額とする。
- 3 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額は、 入場料の徴収の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加 算した額とする。
- 4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。ただし、使用時間の超過又は繰上げは、前後の使用に支障のない場合のみ認めるものとする。

	超過又は繰上げが 1 時間以内の場合	超過又は繰上げが 1時間を超え2時 間以内の場合	超過又は繰上げが 2時間を超え3時 間以内の場合	超過又は繰上げが3時間を超える場合
供用時間 内に場っ の超 は 利用料 金 る る る る は み れ た る と り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	基準額の100パー セントに相当する 額	基準額の200パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の100パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間を乗じて得た額
供用にた超 料 にた超 終 り は 利 用 に れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ	基準額の150パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の450パー セントに相当する 額	基準額の150パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間を乗じて得た額

- 5 備考4の表において「基準額」とは、午前9時から正午までの利用料金の額(1から3までのいずれかに該当する場合は、1から3までにより算定した額)の1時間当たりの額をいう。
- 6 使用時間の超過又は繰上げが3時間を超える場合において、当該使用時間に1時間未満の 端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 7 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### 2 大東海洋センター利用料金

(単位:円)

区	分	単	位	金	額
艇庫会議室		1時間			200

備考 1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

3 大須賀海洋センター利用料金

(単位:円)

区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から午後8時まで
プール	大人	200	200	200
	小人	100	100	100
	3歳以上	50	50	50

備考 この表において「小人」とは、小学生及び中学生をいう。

#### 4 附带設備利用料金

(単位:円)

区 分	種	類	単	位	金	額
掛川海洋センター	照明施設(屋内	勺運動場)	30分			100
	舟艇	大人	3時間			200
		小人	3時間			100
大東海洋センター	舟艇	大人	3時間			200
		小人	3時間			100

備考 3の表備考の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

## 1 大東総合運動場利用料金

下内 市 外 市 内 市 内 市 内 市 内 市 内 市 内 市 内 市 内 市						金	 額
年前8時30分から午後1時まで 1,850 3,76 午後1時から午後5時まで 1,850 3,76 午後5時から午後9時30分まで 1,850 3,76 午後5時から午後9時30分まで 1,850 3,76 午前8時30分から午後1時まで 1,640 3,25 午後1時から午後5時まで 1,640 3,25 午後5時から午後7時まで 820 1,66 年前6時30分から午前10時30分まで 610 1,25 午前8時30分から午前10時30分まで 610 1,25 午前8時30分から午前8時30分まで 610 1,25 午前10時30分から午後3時まで 610 1,25 午後1時から午後3時まで 610 1,25 午後3時から午後5時まで 610 1,25 午後7時から午後7時まで 610 1,25 午後7時から午後7時まで 610 1,25 午後7時から午後7時まで 610 1,25 年後1時から午後9時30分まで 720 1,44 グラウンドゴルフ場 専用利用 午前9時から午後零時まで 5,100 10,26 年後1時から午後4時まで 100 20 午後1時から午後4時まで 2,550 5,16 毎人利用 午前9時から午後零時まで 2,550 5,16 年後1時から午後4時まで 2,550 5,16 年後1時から午後4時まで 2,550 5,16 年後1時から午後4時まで 2,550 5,16		区	9	<i>जे</i>	使 用 時 間		
年後1時から午後5時まで 1,850 3,76 年後5時から午後9時30分まで 1,850 3,76 を目的広場 1,850 3,76 を前8時30分まで 1,850 3,76 を前8時30分から午後1時まで 1,640 3,25 年後1時から午後5時まで 1,640 3,25 年後1時から午後5時まで 1,640 3,25 年後1時から午後7時まで 820 1,62 年前6時30分から午前8時30分まで 610 1,25 午前10時30分から午前10時30分まで 610 1,25 午前10時30分から午後零時30分まで 610 1,25 午後1時から午後3時まで 610 1,25 午後1時から午後5時まで 610 1,25 午後5時から午後7時まで 610 1,25 午後7時から午後7時まで 610 1,25 午後7時から午後9時30分まで 720 1,44 グラウンドゴ 全面 専用利用 午前9時から午後零時まで 5,100 10,26 年後1時から午後4時まで 5,100 10,26 年後1時から午後4時まで 100 26 平後1時から午後4時まで 2,550 5,16 個人利用 午前9時から午後零時まで 2,550 5,16 個人利用 午前9時から午後零時まで 2,550 5,16 個人利用 午前9時から午後零時まで 100 26	野球場				午前6時から午前8時30分まで	1, 020	2, 050
年後 5 時から午後 9 時30分まで 1,850 3,76					午前8時30分から午後1時まで	1,850	3, 700
多目的広場       午前 6 時から午前 8 時30分まで 午前 8 時30分から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで 年後 5 時から午後 7 時まで 1,640 3,28 午後 5 時から午後 7 時まで 年前 8 時30分から午前 8 時30分まで 年前 8 時30分から午前 8 時30分まで 年前 8 時30分から午前 10時30分まで 年前 10時30分から午後零時30分まで 年後 1 時から午後 3 時まで 年後 3 時から午後 5 時まで 年後 5 時から午後 7 時まで 年後 7 時から午後 9 時30分まで 年後 7 時から午後 9 時30分まで 年後 1 時から午後 4 時まで 年後 1 時から午後 4 時まで 100 20 年後 1 時から午後 4 時まで 年後 1 時から午後 4 時まで 100 20 年後 1 時から午後 4 時まで 100 20 年後 1 時から午後 4 時まで 100 20					午後1時から午後5時まで	1,850	3, 700
年前8時30分から午後1時まで 1,640 3,25 午後1時から午後5時まで 1,640 3,25 午後5時から午後7時まで 820 1,66 デニスコート(1面) 午前6時30分から午前8時30分まで 610 1,25 午前8時30分から午前10時30分まで 610 1,25 午前10時30分から午後零時30分まで 610 1,25 午前10時30分から午後零時30分まで 610 1,25 午後1時から午後3時まで 610 1,25 午後3時から午後5時まで 610 1,25 午後5時から午後7時まで 610 1,25 午後7時から午後9時30分まで 720 1,44 グラウンドゴ 全面 専用利用 午前9時から午後零時まで 5,100 10,26 午後1時から午後4時まで 5,100 10,26 年後1時から午後4時まで 100 20 午後1時から午後4時まで 2,550 5,10 年後1時から午後4時まで 2,550 5,10 年後1時から午後4時まで 2,550 5,10 年後1時から午後4時まで 2,550 5,10 年後1時から午後4時まで 2,550 5,10					午後5時から午後9時30分まで	1,850	3, 700
午後1時から午後5時まで       1,640       3,29         午後5時から午後7時まで       820       1,64         テニスコート (1面)       午前6時30分から午前8時30分まで       610       1,23         午前8時30分から午前10時30分まで       610       1,23         午前10時30分から午後零時30分まで       610       1,23         午後1時から午後3時まで       610       1,23         午後3時から午後5時まで       610       1,23         午後5時から午後7時まで       610       1,23         午後7時から午後9時30分まで       720       1,44         グラウンドゴルフ場       全面       専用利用       午前9時から午後零時まで       5,100       10,20         イ後1時から午後4時まで       5,100       10,20         中後1時から午後4時まで       100       20         中後1時から午後4時まで       2,550       5,10         個人利用       午前9時から午後4時まで       2,550       5,10         個人利用       午前9時から午後4時まで       2,550       5,10         年後1時から午後4時まで       100       20         午後1時から午後4時まで       100       20         午後1時から午後4時まで       100       20         午後1時から午後4時まで       100       20         中後1時から午後4時まで       100       20         中後1時から午後4時まで       100       20         中後1時から午後4時まで       100       20 <td>多目的点</td> <td>公場</td> <td></td> <td></td> <td>午前6時から午前8時30分まで</td> <td>910</td> <td>1,820</td>	多目的点	公場			午前6時から午前8時30分まで	910	1,820
午後5時から午後7時まで   820   1,66     テニスコート (1面)					午前8時30分から午後1時まで	1, 640	3, 290
デニスコート (1面)       午前 6 時30分から午前 8 時30分まで       610       1, 23         午前 8 時30分から午前10時30分まで       610       1, 23         午前 8 時30分から午後零時30分まで       610       1, 23         午後 1 時から午後 3 時まで       610       1, 23         午後 3 時から午後 5 時まで       610       1, 23         午後 7 時から午後 7 時まで       610       1, 23         イラウンドゴルフ場       全面       専用利用       中前 9 時から午後 9 時30分まで       720       1, 44         イラウンドゴルフ場       中前 9 時から午後 4 時まで       5, 100       10, 20         中後 1 時から午後 4 時まで       100       20         中後 1 時から午後 4 時まで       2, 550       5, 10         単面       専用利用       午前 9 時から午後 4 時まで       2, 550       5, 10         単面       専用利用       午前 9 時から午後 4 時まで       2, 550       5, 10         個人利用       午前 9 時から午後 8 時まで       100       20         午後 1 時から午後 4 時まで       100       20         中後 1 時から午後 8 時まで       100       20         中後 1 時から午後 8 時まで       100       20         中後 1 時から午後 8 時まで       100       20 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>1, 640</td> <td>3, 290</td>					午後1時から午後5時まで	1, 640	3, 290
年前8時30分から午前10時30分まで 610 1,23 午前10時30分から午後零時30分まで 610 1,23 午後1時から午後3時まで 610 1,23 午後3時から午後5時まで 610 1,23 午後5時から午後7時まで 610 1,23 午後7時から午後9時30分まで 720 1,44 で後1時から午後9時30分まで 720 1,44 年後1時から午後4時まで 5,100 10,20 年後1時から午後4時まで 100 20 年後1時から午後4時まで 100 20 年後1時から午後4時まで 2,550 5,10 個人利用 午前9時から午後零時まで 2,550 5,10 年後1時から午後4時まで 2,550 5,10 日人利用 午前9時から午後零時まで 2,550 5,10 年後1時から午後4時まで 100 20 年後1時から午後4時まで 100 20					午後5時から午後7時まで	820	1, 640
年前10時30分から午後零時30分まで 610 1, 23 午後1時から午後3時まで 610 1, 23 午後3時から午後5時まで 610 1, 23 午後5時から午後7時まで 610 1, 23 午後7時から午後9時30分まで 720 1, 44 グラウンドゴルフ場 全面 専用利用 午前9時から午後零時まで 5,100 10,20 年後1時から午後4時まで 5,100 10,20 個人利用 午前9時から午後零時まで 100 20 年後1時から午後4時まで 2,550 5,10 年後1時から午後4時まで 2,550 5,10 年後1時から午後4時まで 2,550 5,10 年後1時から午後4時まで 2,550 5,10 年後1時から午後4時まで 100 20 年後1時から午後4時まで 100 20 年後1時から午後4時まで 100 20	テニスニ	ュート	(1面)		午前6時30分から午前8時30分まで	610	1, 230
午後1時から午後3時まで       610       1,23         午後3時から午後5時まで       610       1,23         午後5時から午後7時まで       610       1,23         午後7時から午後9時30分まで       720       1,44         グラウンドゴカルフ場       午前9時から午後9時30分まで       720       10,20         午後1時から午後4時まで       5,100       10,20         午後1時から午後4時まで       100       20         午後1時から午後4時まで       2,550       5,10         年後1時から午後4時まで       2,550       5,10         個人利用       午前9時から午後4時まで       2,550       5,10         個人利用       午前9時から午後零時まで       100       20         午後1時から午後4時まで       100       20         午後1時から午後4時まで       100       20         午後1時から午後4時まで       100       20         午後1時から午後4時まで       100       20					午前8時30分から午前10時30分まで	610	1, 230
午後3時から午後5時まで       610       1,23         午後5時から午後7時まで       610       1,23         午後7時から午後9時30分まで       720       1,44         グラウンドゴルフ場       全面       専用利用       午前9時から午後零時まで       5,100       10,20         午後1時から午後4時まで       5,100       10,20         年後1時から午後8時まで       100       20         平後1時から午後4時まで       2,550       5,10         年後1時から午後4時まで       2,550       5,10         個人利用       午前9時から午後4時まで       2,550       5,10         個人利用       午前9時から午後4時まで       100       20         午後1時から午後4時まで       100       20         午後1時から午後4時まで       100       20         午後1時から午後4時まで       100       20					午前10時30分から午後零時30分まで	610	1, 230
午後 5 時から午後 7 時まで       610       1,23         午後 7 時から午後 9 時30分まで       720       1,44         グラウンドゴルフ場       全面       専用利用       午前 9 時から午後零時まで       5,100       10,26         午後 1 時から午後 4 時まで       5,100       10,26         午後 1 時から午後零時まで       100       26         平後 1 時から午後 4 時まで       2,550       5,10         年後 1 時から午後 4 時まで       2,550       5,10         個人利用       午前 9 時から午後 4 時まで       2,550       5,10         個人利用       午前 9 時から午後 4 時まで       100       20         午後 1 時から午後 4 時まで       100       20         午後 1 時から午後 4 時まで       100       20         午後 1 時から午後 4 時まで       100       20					午後1時から午後3時まで	610	1, 230
午後7時から午後9時30分まで     720     1,44       グラウンドゴルフ場     全面     専用利用     午前9時から午後零時まで     5,100     10,20       午後1時から午後4時まで     5,100     10,20       作後1時から午後零時まで     100     20       平後1時から午後4時まで     2,550     5,10       年後1時から午後4時まで     2,550     5,10       個人利用     午前9時から午後零時まで     2,550     5,10       個人利用     午前9時から午後零時まで     100     20       午後1時から午後4時まで     100     20       午後1時から午後4時まで     100     20       午後1時から午後4時まで     100     20					午後3時から午後5時まで	610	1, 230
グラウンドゴ 全面 専用利用 午前 9 時から午後零時まで 5,100 10,20 午後 1 時から午後 4 時まで 5,100 10,20 個人利用 午前 9 時から午後零時まで 100 20 平後 1 時から午後 4 時まで 2,550 5,10 中後 1 時から午後 4 時まで 2,550 5,10 「午後 1 時から午後 4 時まで 2,550 5,10 「午後 1 時から午後 4 時まで 2,550 5,10 「午後 1 時から午後 4 時まで 100 20 「午後 1 時から午後 4 時まで 100 20 「日本 1 日本 1					午後5時から午後7時まで	610	1, 230
ルフ場     午後1時から午後4時まで     5,100     10,20       単面     専用利用     午前9時から午後4時まで     2,550     5,10       半面     専用利用     午前9時から午後零時まで     2,550     5,10       佐倉田     中後1時から午後4時まで     100     20       午後1時から午後4時まで     100     20					午後7時から午後9時30分まで	720	1, 440
年後1時から午後4時まで 5,100 10,20 個人利用 午前9時から午後零時まで 100 20 午後1時から午後4時まで 100 20 年後1時から午後4時まで 2,550 5,10 年後1時から午後4時まで 2,550 5,10 個人利用 午前9時から午後4時まで 2,550 5,10 年後1時から午後4時まで 100 20 午後1時から午後4時まで 100 20 円後1時から午後4時まで 100 20 円候1時から午後4時まで 100 20 20 円候1時から午後4時まで 100 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2		ノドゴ	全面	専用利用	午前9時から午後零時まで	5, 100	10, 200
平面     専用利用     午後1時から午後4時まで     100     20       半面     専用利用     午前9時から午後零時まで     2,550     5,10       午後1時から午後4時まで     20     5,10       個人利用     午前9時から午後零時まで     100     20       午後1時から午後4時まで     100     20	ルノ場				午後1時から午後4時まで	5, 100	10, 200
半面専用利用午前9時から午後零時まで2,5505,10午後1時から午後4時まで2,5505,10個人利用午前9時から午後零時まで10020午後1時から午後4時まで10020				個人利用	午前9時から午後零時まで	100	200
午後1時から午後4時まで     2,550     5,10       個人利用     午前9時から午後零時まで     100     20       午後1時から午後4時まで     100     20					午後1時から午後4時まで	100	200
個人利用 午前9時から午後零時まで 100 20 午後1時から午後4時まで 100 20		半面  専用利用		専用利用	午前9時から午後零時まで	2, 550	5, 100
午後1時から午後4時まで 100 20					午後1時から午後4時まで	2, 550	5, 100
				個人利用	午前9時から午後零時まで	100	200
					午後1時から午後4時まで	100	200
			30人以下	午前6時45分から午前8時45分まで		16, 250	
使用 以上   午後 4 時15分から午後 6 時15分まで   16, 25		便用	以上		午後4時15分から午後6時15分まで		16, 250

		30人超え	午前6時45分から午前8時45分まで	21, 600
		50人以下	午後4時15分から午後6時15分まで	21, 600
		50人超え	午前6時45分から午前8時45分まで	32, 400
			午後4時15分から午後6時15分まで	32, 400
	中学生	30人以下	午前6時45分から午前8時45分まで	8, 120
	以下		午後4時15分から午後6時15分まで	8, 120
		30人超之 50人以下	午前6時45分から午前8時45分まで	10, 800
			午後4時15分から午後6時15分まで	10, 800
		50人超え	午前6時45分から午前8時45分まで	16, 250
			午後4時15分から午後6時15分まで	16, 250
個人 使用	一般		午前9時から正午まで	300
使用			午後1時から午後4時まで	300
	小•中等	学生	午前9時から正午まで	200
			午後1時から午後4時まで	200
	3歳以_	 E	午前9時から正午まで	100
			午後1時から午後4時まで	100

### 備考

- 1 この表において「市内」とは、掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するものをいい、「市外」とは市内以外のものをいう。
- 2 多目的広場の一部を使用する場合における利用料金の額は、使用面積が多目的広場の面積 の2分の1以下のときは、所定の利用料金の額の2分の1に相当する額とする。

## 2 照明設備利用料金

	区	分	単(	位 金	額
野球場			30分		2, 160
テニスコ	ート		30分		200

## 別表第6 (第8条関係)

## 1 大東北運動場利用料金

(単位:円)

E /	使用時間	金	額
区 分	使 用 时 间	市内	市 外
多目的広場	午前6時から午前8時30分まで	800	1,600
	午前8時30分から午後1時まで	1, 440	2,880
	午後1時から午後5時まで	1, 440	2,880
	午後5時から午後7時まで	720	1, 440
テニスコート (1面)	午前6時30分から午前8時30分まで	610	1, 230
	午前8時30分から午前10時30分まで	610	1, 230
	午前10時30分から午後零時30分まで	610	1, 230
	午後1時から午後3時まで	610	1, 230
	午後3時から午後5時まで	610	1, 230
	午後5時から午後7時まで	610	1, 230
	午後7時から午後9時30分まで	720	1, 440

備考 この表において「市内」とは、掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するものを いい、「市外」とは市内以外のものをいう。

### 2 照明設備利用料金

区 分	単位	金額	
テニスコート	30分		200

## 別表第7(第8条関係)

## 1 大東ビーチスポーツ公園運動場利用料金

(単位:円)

区分	使 用 時 間	単位	金	額	
	使 用 时 间	半 124	市内	市外	
ビーチバレーコート	午前6時から午前9時まで	1面	300	610	
	午前9時から午後1時まで	1 面	410	820	
	午後1時から午後5時まで	1 面	410	820	

備考 この表において「市内」とは、掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するものを いい、「市外」とは市内以外のものをいう。

### 2 備品利用料金

区 分	単 位	金額
バレー用具	1 対	100
サッカーゴール	1 対	200

# 1 施設利用料金

(1) アリーナ

				Т	Т	1	T		
区分			使用時間	午前9時から正午まで	午後1時 から午後 3時30分 まで	午後3時 30分から 午後6時 30分まで	午後6時 30分から 午後9時 30分まで		
アマチュア	入場料を	全面	一般	4, 920	4, 100	4, 920	4, 920		
スポーツ等に使用する	徴収しな い場合		高校生以下	2, 460	2, 050	2, 460	2, 460		
場合		4分の 3面	一般	3, 690	3, 070	3, 690	3, 690		
		り囲	高校生以下	1,840	1, 530	1,840	1,840		
		半面	一般	2, 460	2, 050	2, 460	2, 460		
			高校生以下	1, 230	1, 020	1, 230	1, 230		
		4分の 1面	一般	1, 230	1, 020	1, 230	1, 230		
		1 [1]	高校生以下	610	500	610	610		
	入場料を 徴収する	2,000未満		14, 760	12, 300	14, 760	14, 760		
	場合	2,000以上3,000未満		17, 220	14, 350	17, 220	17, 220		
		3,000以	上4,000未満	19, 680	16, 400	19, 680	19, 680		
		4,000以上		24, 600	20, 500	24, 600	24, 600		
	控室1			1 時間につき300					
	控室 2	控室 2			1時間につき300				
	控室 4			1時間につき300					
商業宣伝、 営業目的等	入場料を 徴収しな	全面	一般	12, 300	10, 250	12, 300	12, 300		
に使用する 場合	い場合		高校生以下	6, 150	5, 120	6, 150	6, 150		
		4分の 3面	一般	9, 220	7, 680	9, 220	9, 220		
		о ш	高校生以下	4, 610	3, 840	4,610	4, 610		
		半面 4分の 1面	一般	6, 150	5, 120	6, 150	6, 150		
			高校生以下	3, 070	2, 550	3, 070	3, 070		
			一般	3, 070	2, 550	3, 070	3, 070		
		T [III]	高校生以下	1, 530	1, 270	1,530	1, 530		

入場料を 徴収する	2,000未満	36, 900	30, 750	36, 900	36, 900		
掛合	2,000以上3,000未満	43, 050	35, 870	43, 050	43, 050		
	3,000以上4,000未満	49, 200	41,000	49, 200	49, 200		
	4,000以上	61, 500	51, 250	61, 500	61, 500		
控室1		1時間につき770					
控室 2		1時間につき770					
控室 4		1時間につき770					

#### 備考

1 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。ただし、使用時間の超過又は繰上げは、前後の使用に支障のない場合のみ認めるものとする。

	超過又は繰上げが 1時間以内の場合	超過又は繰上げが 1時間を超え2時 間以内の場合	超過又は繰上げが 2時間を超え3時 間以内の場合	超過又は繰上げが 3時間を超える場 合
開的におります。開始にたります。 関い はい	基準額の100パー セントに相当する 額	基準額の200パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の100パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間を乗じて得た額
開館にた超上のは利用をは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	基準額の150パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の450パー セントに相当する 額	基準額の150パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間を乗じて得た額

- 2 備考1の表において「基準額」とは、午前9時から正午までの利用料金の額の1時間当た りの額をいう。
- 3 使用時間の超過又は繰上げが3時間を超える場合において、当該使用時間に1時間未満の 端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 4 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 武道場 (単位:円)

区分		使用時間	午前9時から正午まで	午後1時 から午後 3時30分 まで	午後3時 30分から 午後6時 30分まで	午後6時 30分から 午後9時 30分まで
アマチュアスポーツ等 に使用する場合	全面	一般	1,850	1,540	1,850	1,850
に使用する場合		高校生以下	920	760	920	920
	半面	一般	920	760	920	920
		高校生以下	460	380	460	460
商業宣伝、営業目的等	全面		4, 620	3, 850	4, 620	4, 620
に使用する場合	半面		2, 310	1, 920	2, 310	2, 310

備考 (1)の表備考の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

(3) 弓道場 (単位:円)

X	分		使用時間	午前9時から正午まで	午後1時 から午後 3時30分 まで	午後3時 30分から 午後6時 30分まで	午後6時 30分から 午後9時 30分まで
専用使用	アマチュア スポーツ等	全面	一般	920	760	920	920
使用	に使用する場合		高校生以下	460	380	460	460
	勿口 	半面 (5立)	一般	510	420	510	510
		( 5 <u>11.</u> )	高校生以下	250	200	250	250
	商業宣伝、営		全面	2, 300	1, 910	2, 300	2, 300
	に使用する場合		半面 (5立)	1, 270	1, 050	1, 270	1, 270
個人	一般			3時間につ	つき100		
使用	高校生以下			3時間につき50			
和室	アマチュアスポーツ等に使用する場合			1時間につき200			
	商業宣伝、営	営業目的等に	に使用する場合	1時間につ	つき500		_

備考 (1)の表備考の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

(4) 研修室 (単位:円)

区	ì		単	位	金	額
非営利目的に使用する場合		全面	1時間			610
		半面	1時間			300
商業宣伝、営業目的等に使用する場合		全面	1時間			1,520
		半面	1時間			760

# (5) プール・トレーニング室・スタジオ

区			分	単	位	金	額
プール	個人使用		一般	1回			510
			小・中学生	1回			200
			3歳以上	1回			100
	プログラム	· (5	受講料のみ)	30分			200
	専用使用	· \	一般	1時間			3, 080
	(1 3 - 7	< )	高校生以下	1時間			1, 230
トレーニング室	大人(高校	交生り	以上)	1回			410
	小人(中等	纟生)		1回			200
スタジオ	専用使用	アマ	アチュアスポーツ等	1時間			610
		商美	<b></b>	1時間			1, 520
	個人使用	プロ	コグラム (施設利用料 ご受講料の合計額)	30分			610
		並(	(文神科の合計領)	45分			720
				60分			820
共通定期券				1月			7, 000
共通回数券	100円利用	券60	枚綴り				5, 140
	100円利用	券11	枚綴り				1, 020
	100円利用	券					100
法人利用券(プー			1 🗆 1, 00	00枚		308, 570	
レーニング室に	K 少。)			1 □ 3007	 枚		102, 850
				1 □ 150	枚		51, 420
	_	個人		1 枚			410

# 2 照明設備利用料金

(単位:円)

区	分	単	位	金	頁
アリーナ		全面全点灯	1時間	1,	440
		全面2分の1点灯	1時間		720
		半面全点灯	1時間		720
		半面2分の1点灯	1時間		360
		4分の1面全点灯	1時間		360
		4分の1面2分の1点灯	1時間		180
武道場		全面点灯	1時間		510
		半面点灯	1時間		250

# 3 冷暖房·空調設備利用料金

(単位:円)

区 分	単	位	金	額
アリーナ	全面	1時間		5, 140
	控室 1	1時間		100
	控室 2	1時間		100
	控室 4	1時間		100
武道場	全面	1時間		1,020
スタジオ	全面	1時間		410
弓道場専用使用	全面	1時間		200
研修室	全面	1時間		200

# 4 備品利用料金

区分	単位	金	額
電光表示板	1式		1,020
バスケットゴール	1 対		510
フットサルゴール	1 対		200
ハンドボールゴール	1 対		200
バレーボール用具	1コート		200

バドミントン用具	1コート	100
卓球台	1台	100
テニス用具	1コート	200
インディアカ用具	1コート	100
トランポリン用具	1台	300
トランポビクス	1式	200
レクレーション用具	1種目1セット	200
フロアシート	1 枚	100
ステージ	1台	200

## 5 その他利用料金

区 分	単位	金	額
メインアリーナ放送室	1式		5, 140
放送設備 (アリーナ・武道場・弓道場・研修室・スタジオ)	各1式		1, 020
託児(生後6月から就学前までの幼児)	1人		300

## 別表第9(第8条関係)

## 1 大須賀運動場利用料金

(単位:円)

施設名	使 用 時 間	金	額
野球場・陸上競技場	午前6時から午前8時30分まで		800
	午前8時30分から午後1時まで		1, 440
	午後1時から午後5時まで		1, 440
	午後5時から午後9時30分まで		1, 440
テニスコート (1面)	午前6時30分から午前8時30分まで		410
	午前8時30分から午前10時30分まで		410
	午前10時30分から午後零時30分まで		410
	午後1時から午後3時まで		410
	午後3時から午後5時まで		410
	午後5時から午後7時まで		410
	午後7時から午後9時30分まで		510

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

### 2 照明設備利用料金

区分	単位	金額
野球場・陸上競技場	30分	1,020
テニスコート	30分	200

### 別表第10 (第8条関係)

#### 1 施設利用料金

(1) アリーナ (単位:円)

区分		使用時間	午前9時から正午まで	午後1時 から午後 3時30分 まで	午後3時 30分から 午後6時 30分まで	午後6時 30分から 午後9時 30分まで
入場料を徴収しない場	全面	一般	3, 690	3, 070	3, 690	3, 690
合		高校生以下	1,840	1, 530	1,840	1,840
	3分の	一般	2, 460	2, 050	2, 460	2, 460
	2面	高校生以下	1, 230	1, 020	1, 230	1, 230
	半面	一般	1,840	1, 530	1,840	1,840
		高校生以下	920	760	920	920
	3分の	一般	1, 230	1, 020	1, 230	1, 230
	1面	高校生以下	610	500	610	610
入場料を徴収する場合	2,000未	満	11, 070	9, 220	11, 070	11, 070
	2,000以	上3,000未満	12, 910	10, 750	12, 910	12, 910
	3,000以	上4,000未満	14, 760	12, 300	14, 760	14, 760
	4,000以	上	18, 450	15, 370	18, 450	18, 450

#### 備考

- 1 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額(トレーニング室を除く。)は、入場料の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における当該超過又は繰上げに係る利用 料金の額は、次の表に掲げる額とする。ただし、使用時間の超過又は繰上げは、前後の使用 に支障のない場合のみ認めるものとする。

	超過又は繰上げが 1時間以内の場合	超過又は繰上げが 1時間を超え2時 間以内の場合	超過又は繰上げが 2時間を超え3時 間以内の場合	超過又は繰上げが 3時間を超える場 合
開門におります。 開門 内 しの は 利用 合 又 げ 金 利用	基準額の100パー セントに相当する 額	基準額の200パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の100パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間を乗じて得た額
開館 けんの は 利用 合 又 げ 金	基準額の150パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の450パー セントに相当する 額	基準額の150パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間を乗じて得た額

- 3 備考2の表において「基準額」とは、午前9時から正午までの利用料金の額(1に該当する場合は、1により算定した額)の1時間当たりの額をいう。
- 4 使用時間の超過又は繰上げが3時間を超える場合において、当該使用時間に1時間未満の 端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 5 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 体力測定室 (単位:円)

区分	使用時間	午前9時から正午まで	午後1時 から午後 3時30分 まで	午後3時 30分から 午後6時 30分まで	午後6時 30分から 午後9時 30分まで
全面	一般	920	760	920	920
	高校生以下	460	380	460	460
半面	一般	460	380	460	460
	高校生以下	230	190	230	230

備考 (1)の表備考の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

(3) 研修室・会議室・相談室・談話室

区	分		単	位	金	額
研修室		全面	1時間			610
		半面	1時間			300
会議室・相談室・談話室			1時間			300

# 備考 (1)の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

### (4) トレーニング室

(単位:円)

区	分	肖	位 位	金	額
大人 (高校生以上)		1 🖪	ī		410
小人 (中学生)		1 🖪	ī		200
共通定期券		1月			7,000

### 2 照明設備利用料金

(単位:円)

区 分	単	位	金額
アリーナ	全面全点灯	1時間	1,080
	全面3分の2点灯	1時間	720
	半面全点灯	1時間	540
	3分の1面全点灯	1時間	360
体力測定室	全面点灯	1時間	250
	半面点灯	1時間	120

### 3 冷暖房・空調設備利用料金

(単位:円)

区分	単位	金額
体力測定室	1時間	510
研修室	1時間	200
会議室	1時間	100
相談室	1時間	100
談話室	1時間	100

### 4 備品利用料金

区	分	単	位	金	額
電光表示器		1式			200
バスケットボール用具		1コート	`		200

フットサル用具	1コート	200
ハンドボール用具	1コート	200
バレーボール用具	1コート	200
バドミントン用具	1コート	100
卓球台	1台	100
テニス用具	1コート	200
インディアカ用具	1コート	100
トランポリン用具	1台	300
トランポビクス	1式	200
フロアシート	1 枚	100
ステージ	1台	200

## 5 その他利用料金

区 分	単位	金額
放送設備	1式	1,020
託児(生後6月から就学前までの幼児)	1 人	300